

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月15日提出
【計算期間】	第5期中(自 2021年1月16日至 2021年7月15日)
【ファンド名】	ＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）
【発行者名】	ＪＰ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒巻 裕大
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目５番１１号
【事務連絡者氏名】	佐藤 伸也
【連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目５番１１号
【電話番号】	03-6262-5743
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【J P 4 資産バランスファンド（D C）】

以下の運用状況は2021年 7月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	394,012,258	99.51
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	1,939,357	0.49
合計（純資産総額）		395,951,615	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 1月15日)	8	8	1.0707	1.0707
第2計算期間末 (2019年 1月15日)	57	57	0.9949	0.9949
第3計算期間末 (2020年 1月15日)	161	161	1.1053	1.1053
第4計算期間末 (2021年 1月15日)	297	297	1.1733	1.1733
2020年 7月末日	212	—	1.0684	—
8月末日	235	—	1.0951	—
9月末日	248	—	1.1018	—
10月末日	259	—	1.0847	—
11月末日	281	—	1.1443	—
12月末日	292	—	1.1584	—
2021年 1月末日	310	—	1.1658	—
2月末日	332	—	1.1850	—
3月末日	347	—	1.2196	—
4月末日	355	—	1.2177	—
5月末日	366	—	1.2303	—
6月末日	383	—	1.2373	—
7月末日	395	—	1.2397	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第1期	2017年 8月31日～2018年 1月15日	0.0000
第2期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000
第3期	2019年 1月16日～2020年 1月15日	0.0000
第4期	2020年 1月16日～2021年 1月15日	0.0000
当中間期	2021年 1月16日～2021年 7月15日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 8月31日～2018年 1月15日	7.07
第2期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	7.08
第3期	2019年 1月16日～2020年 1月15日	11.10
第4期	2020年 1月16日～2021年 1月15日	6.15
当中間期	2021年 1月16日～2021年 7月15日	5.96

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【J P 4 資産バランスファンド（D C）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 8月31日～2018年 1月15日	8,035,976	389,468
第2期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	53,430,255	3,558,766
第3期	2019年 1月16日～2020年 1月15日	99,092,169	10,043,097
第4期	2020年 1月16日～2021年 1月15日	121,847,654	15,132,927
当中間期	2021年 1月16日～2021年 7月15日	75,718,518	18,637,829

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

３【ファンドの経理状況】

ＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2021年 1月16日から2021年 7月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【 J P 4 資産バランスファンド（ D C ） 】

（ １ ）【 中間貸借対照表 】

（ 単位：円 ）

	第4期 2021年 1月15日現在	第5期中間計算期間末 2021年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,786,272	1,937,678
投資信託受益証券	295,824,130	384,294,389
流動資産合計	297,610,402	386,232,067
資産合計	297,610,402	386,232,067
負債の部		
流動負債		
未払解約金	159,935	7,686
未払受託者報酬	42,250	56,897
未払委託者報酬	225,290	303,416
未払利息	4	5
その他未払費用	9,410	7,524
流動負債合計	436,889	375,528
負債合計	436,889	375,528
純資産の部		
元本等		
元本	253,281,796	310,362,485
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	43,891,717	75,494,054
（ 分配準備積立金 ）	28,218,059	26,421,243
元本等合計	297,173,513	385,856,539
純資産合計	297,173,513	385,856,539
負債純資産合計	297,610,402	386,232,067

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	第5期中間計算期間 自 2021年 1月16日 至 2021年 7月15日
営業収益		
受取配当金	1,485,619	2,367,416
有価証券売買等損益	4,893,441	17,977,259
営業収益合計	3,407,822	20,344,675
営業費用		
支払利息	727	1,517
受託者報酬	29,267	56,897
委託者報酬	156,024	303,416
その他費用	3,847	7,524
営業費用合計	189,865	369,354
営業利益又は営業損失（ ）	3,597,687	19,975,321
経常利益又は経常損失（ ）	3,597,687	19,975,321
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,597,687	19,975,321
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	528,578	588,714
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,426,311	43,891,717
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,577,722	15,483,400
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,577,722	15,483,400
剰余金減少額又は欠損金増加額	929,309	3,267,670
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	929,309	3,267,670
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,005,615	75,494,054

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、信託約款の規定により、2021年 1月16日から2021年 7月15日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第4期 2021年 1月15日現在	第5期中間計算期間末 2021年 7月15日現在
1.	中間計算期間の末日における受益権の総数	253,281,796口	310,362,485口
2.	中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1733円 (11,733円)	1.2432円 (12,432円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第4期 2021年 1月15日現在	第5期中間計算期間末 2021年 7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（その他の注記）

元本の移動

第4期 自 2020年 1月16日 至 2021年 1月15日		第5期中間計算期間 自 2021年 1月16日 至 2021年 7月15日	
期首元本額	146,567,069円	期首元本額	253,281,796円
期中追加設定元本額	121,847,654円	期中追加設定元本額	75,718,518円
期中一部解約元本額	15,132,927円	期中一部解約元本額	18,637,829円

（デリバティブ取引に関する注記）

第4期(2021年1月15日現在)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間末(2021年7月15日現在)

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2021年7月末現在	資本金	500,000,000円
	発行可能株式総数	100,000株
	発行済株式総数	20,000株

- 過去５年間ににおける主な資本金の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2021年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	7	2,776

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

（２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３）監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	2	438,765	2	567,856
前渡金		162		-
前払費用		9,443		12,904
未収委託者報酬		46,813		57,458
その他		6,247		7,133
流動資産計		501,431		645,352
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,119	1	1,818
器具備品	1	8,142	1	8,709
無形固定資産				
商標権		1,208		1,045
ソフトウェア		1,809		-
投資その他の資産				
投資有価証券		1,020		-
その他		8,743		8,743
固定資産計		23,043		20,317
資産合計		524,475		665,669
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,188		1,193
未払金				
未払手数料	2	27,092	2	33,226
その他未払金	2	41,514	2	35,900
未払法人税等		5,395		4,369
流動負債計		75,190		74,690
固定負債				
リース債務		2,113		4,572
繰延税金負債		6		-
固定負債計		2,119		4,572
負債合計		77,310		79,263

純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	552,849	413,593
利益剰余金計	552,849	413,593
株主資本合計	447,150	586,406
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14	-
評価・換算差額等合計	14	-
純資産合計	447,164	586,406
負債・純資産合計	524,475	665,669

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）		当事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		1,138,186		1,104,233
営業収益計		1,138,186		1,104,233
営業費用				
支払手数料	1	660,946	1	641,064
広告宣伝費		7,054		5,041
調査費				
調査費		456		415
委託調査費		14,871		15,727
委託計算費		51,392		52,040
営業諸雑費				
通信費		6,127		5,632
印刷費		48,573		46,176
協会費		1,937		2,267
その他		26,861		3,232
営業費用計		818,222		771,599
一般管理費				
給料				
役員報酬	1	60,495	1	60,488
給料・手当	1	84,354	1	84,925
法定福利費		328		376
福利厚生費		230		230
業務委託費		12,141		13,360
交際費		240		14
旅費交通費		7,547		385
租税公課		8,617		8,610
不動産賃借料		12,039		12,000
固定資産減価償却費		6,078		5,095
消耗品費		3,501		1,859

支払報酬料	5,257	6,150
諸経費	481	437
一般管理費計	201,315	193,934
営業利益	118,648	138,699
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	79	52
リース解約益	-	474
雑収入	0	6
営業外収益計	79	533
営業外費用		
支払利息	45	41
営業外費用計	45	41
経常利益	118,682	139,192
特別損失		
固定資産除却損	2	573
特別損失計	305	573
税引前当期純利益	118,377	138,618
法人税、住民税及び事業税	645	290
法人税等還付税額	0	927
法人税等合計	645	637
当期純利益	117,732	139,256

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益剰余金					
当期首残高	500,000	500,000	500,000	670,581	670,581	329,418	25	25	329,443
当期変動額									
当期純利益				117,732	117,732	117,732			117,732
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							11	11	11
当期変動額合計	-	-	-	117,732	117,732	117,732	11	11	117,720
当期末残高	500,000	500,000	500,000	552,849	552,849	447,150	14	14	447,164

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						評価・ 換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益剰余金					
当期首残高	500,000	500,000	500,000	552,849	552,849	447,150	14	14	447,164
当期変動額									

当期純利益				139,256	139,256	139,256			139,256
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							14	14	14
当期変動額合計	-	-	-	139,256	139,256	139,256	14	14	139,242
当期末残高	500,000	500,000	500,000	413,593	413,593	586,406	-	-	586,406

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 2,089千円	建物 2,391千円
器具備品 8,513千円	器具備品 7,818千円
計 10,603千円	計 10,209千円
2 関係会社に対する資産及び負債	2 関係会社に対する資産及び負債
(1) 流動資産	(1) 流動資産
預金 23,479千円	預金 97,950千円
(2) 流動負債	(2) 流動負債
未払手数料 27,090千円	未払手数料 33,224千円
その他未払金 8,955千円	その他未払金 9,140千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年 4月 1日	当事業年度 (自 2020年 4月 1日
-------------------------	-------------------------

至 2020年 3月31日)	至 2021年 3月31日)
1 関係会社との取引高	1 関係会社との取引高
支払手数料 660,912千円	支払手数料 641,023千円
役員報酬 45,495千円	役員報酬 45,488千円
給料・手当 64,354千円	給料・手当 63,259千円
2 固定資産除却損	2 固定資産除却損
器具備品 305千円	器具備品 573千円
計 305千円	計 573千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

「（重要な会計方針） 2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

投資有価証券は投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、資金管理部署が定期的に時価等を把握し、管理を行っております。

なお、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	438,765	438,765	-

(2)未収委託者報酬	46,813	46,813	-
(3)投資有価証券			
其他有価証券	1,020	1,020	-
資産計	486,599	486,599	-
(4)未払手数料	27,092	27,092	-
(5)その他未払金	41,514	41,514	-
(6)リース債務(1)	3,302	3,302	-
負債計	71,909	71,909	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	567,856	567,856	-
(2)未収委託者報酬	57,458	57,458	-
(3)投資有価証券			
其他有価証券	-	-	-
資産計	625,314	625,314	-
(4)未払手数料	33,226	33,226	-
(5)その他未払金	35,900	35,900	-
(6)リース債務(1)	5,766	5,766	-
負債計	74,893	74,893	-

（ 1 ）1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（ 1 ）現金・預金及び（ 2 ）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（ 3 ）投資有価証券

 其他有価証券

 投資信託については、基準価額によっております。

負 債

（ 4 ）未払手数料及び（ 5 ）その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（ 6 ）リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1,188	1,202	911	-	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1,193	1,204	1,215	1,226	927	-

（有価証券関係）

1 その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,020	1,000	20
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
合計	1,020	1,000	20

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,079	79	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	1,000	52	-

（税効果会計関係）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

		前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産			
税務上の繰越欠損金	(注)1	164,149	112,928
繰延資産償却超過額		740	-
未払事業税		1,607	757
繰延税金資産小計		166,497	113,686
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	(注)1	164,149	112,928
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額		2,347	757
評価性引当額小計		166,497	113,686
繰延税金資産合計		-	-
繰延税金負債			
その他		6	-
繰延税金負債合計		6	-
繰延税金資産の純額		6	-

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	-	-	-	-	-	164,149	164,149
評価性引当額	-	-	-	-	-	164,149	164,149
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	-	-	-	-	58,730	54,198	112,928
評価性引当額	-	-	-	-	58,730	54,198	112,928
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	-
評価性引当額の増減	30.93%	29.52%
住民税均等割	0.24%	0.20%
その他	0.60%	1.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.54%	0.43%

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金、 出資金 又は基金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	㈱ゆうちょ 銀行	東京都 千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費 の支払	76,677	その他 未払金	6,252
							事務代行 手数料 の支払	660,910	未払 手数料	27,090
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行㈱	東京都 千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費 の支払	33,172	その他 未払金	2,702

その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都 中央区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 ・ 代理業 ・ 投資 運用業	人件費 の支払	35,000	その他 未払金	-
----------------------	-------------------------	------------	-----	-----------------------------	----	-------------------------------	------------	--------	------------	---

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金、 出資金 又は基金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株ゆうちょ 銀行	東京都 千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接45%	役員の受入 ・ 代理業 ・ 投資 運用業	人件費 の支払	75,728	その他 未払金	6,413
						投資信託の募集 の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	事務代行 手数料 の支払	641,022	未払 手数料	33,224
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行(株)	東京都 千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接30%	役員の受入 ・ 代理業 ・ 投資 運用業	人件費 の支払	33,018	その他 未払金	2,727
その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都 中央区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 ・ 代理業 ・ 投資 運用業	人件費 の支払	36,666	その他 未払金	2,916

（注）1 取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

（２）投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

（３）兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等を含めて開示しております。

（４）役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	22,358円23銭	29,320円33銭
(1株当たり純資産額の 算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	447,164千円	586,406千円
普通株式に係る期末の純資産額	447,164千円	586,406千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	5,886円60銭	6,962円81銭

(1株当たり当期純利益金額の 算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	117,732千円	139,256千円
普通株式に係る当期純利益	117,732千円	139,256千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（附属明細表）

（借入金等明細表）

（単位：千円）

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
1年以内に返済予定の リース債務	1,188	1,193	1.0%	-
リース債務（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,113	4,572	1.0%	2021年～2025年

（注）リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	1,204	1,215	1,226	927

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JP投信株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を

含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月2日

ＪＰ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）の2021年1月16日から2021年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）の2021年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年1月16日から2021年7月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＪＰ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。